

愛媛県男女共同参画センター1階多目的ホール折畳み椅子取替改修契約書

公益財団法人えひめ女性財団（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、下記条項により愛媛県男女共同参画センター1階多目的ホール折畳み椅子取替改修（以下、「本業務」という。）に関する委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、本業務を別添愛媛県男女共同参画センター1階多目的ホール折畳み椅子取替改修仕様書（以下、「仕様書」という。）により乙に委託し、乙がこれを実施することを目的とする。

（契約期間）

第2条 本業務の契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（契約料）

第3条 本業務の契約料は、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は_____円とする。

【契約保証金免除の場合】

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

※第14条第3項の後段を削除

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して本業務の実施状況について調査し、所要の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

（再実施）

第8条 甲は、前条の調査等により、業務内容が不十分と認められる場合は、改めて業務を命ずることができる。

（報告及び確認）

第9条 乙は、本業務を完了したときは、遅滞なく甲に完了報告書を提出するものとする。

2 甲は、前項の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に完了検査の確認を行うものとする。

(契約料の支払)

第 10 条 乙は、甲による本業務完了の確認を受けた後、契約料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより支払請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に契約料を乙に支払うものとする。

(費用負担)

第 11 条 業務遂行にあたり必要な機械器具及び材料に係る費用は、乙の負担とする。

(服務)

第 12 条 この契約により乙の作業員が甲の建物において行う業務上の行為は、すべて乙の責めとし、業務上の事故の場合もすべて乙の責任において措置するものとする。

(業務内容の変更)

第 13 条 甲は、必要があると認めたときは、業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における契約期間又は契約料は、甲乙協議の上、定める。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき

(2) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年愛媛県条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき

3 第 1 項又は前項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の 10 分の 1 を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、乙が本業務の実施に当たり、故意又は過失によって建物、機械器具等（第三者の所有に属するものを含む。）を破損若しくは亡失し、それによって甲が損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

(秘密の保持)

第16条 乙は、本業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第17条 この契約の履行に要する費用は、乙の負担とする。

(契約料の変更)

第18条 業務期間において、経済変動その他の状況により第3条に定める契約料が著しく不適当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(その他)

第19条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和8年__月__日

愛媛県松山市山越町450番地
甲 公益財団法人えひめ女性財団
理事長 越智やよい

乙